

交通事故等（第三者行為）による傷病の治療で、マイナ保険証等を使用する場合、事前に当組合への連絡が必要です

交通事故等（第三者行為）による傷病の治療でマイナ保険証等を使用した場合、当組合が加害者や加害者が加入する保険会社に医療費等を請求しますので、事前に当組合保健課にご連絡いただき、次の書類をご提出ください。

通勤中及び勤務中の事故等は、公務災害になりますのでマイナ保険証等は使用しないでください。

提出書類

- 損害賠償申告書
- 事故状況報告書
- 同意書
- 交通事故証明書
- 人身事故証明書入手不能理由書（交通事故証明書が物損事故扱いの場合）

外傷性の傷病で医療機関を受診した場合は、第三者行為によるものか所属所を通して確認することがあります。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816